慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔労働法三一〕 三六協定のない場合に、慣行的に行なわれてきた時間外労働を拒否する行為は正当な組合活動ではない (昭和四一年七月二〇日命令)
Sub Title	〔労働法〕 三一 東京都水道局再審査事件
Author	金子, 晃(Kaneko, Akira) 社会法研究会(Shakaihō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1966
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.39, No.12 (1966. 12) ,p.93- 98
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	社会法をめぐる諸問題 判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19661215-0093

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔労働法　三一〕　三六協定のない場合に、慣行的に行なわれてきた時間外労働を拒否する行為は正当な組合活動ではない

（東京都水道局再審査事件
中労委昭三九（不再）第三二号
昭四一・七・二〇命令
労働経済判例速報第五七九号）

【事実】　再審査申立人飯田昇二、同関町勝、同芳沢博および同市川利一は、いずれも東京都水道局北部第一支所（以下「北一支所」または「支所」という。）に勤務していたが、昭和三七年六月一八日解雇された。同人らは東京都水道局および同下水道局の職員および準職員をもつて組織する東京都水道労働組合（以下「東水労」または「本部」という。）の北部第一支部（以下「北一支部」または「支部」という。）に属し、解雇当事飯田は、東水労中央委員、北一支部青年婦人準職員部長、同関町は同支部書記長、同芳沢は東水労中央委員、同支部長、同市川は同支部執行委員、組織部長であつた。解雇に至るまでの事情は次の通りである。

水道局は、昭和三六年一〇月から貯水池における貯水量の減少のため、「第一次制限給水」を実施していたが、さらに同三七年四月一〇日には「第二次制限給水」を同月一六日から実施すると発表した。この措置は夜間都内各所の制水弁を操作して夜一〇時から翌朝五時までの間強度の節水を図るもので、当然時間外の勤務を必要とした。そこで北一支部は第二次制限給水作業員の時間外手当として一四時間一五分分の手当支給、翌日休養などについて支所長に要求し、同三七年四月一六日支所長は、暫定的に上記要求を認め、同夜からの第二次制限給水作業は順調に行なわれた。

同月一八日東水労は、第二次制限給水を実施する関係七支部の統一要求に応じて、第二次制限給水作業に従事する者には一四時間一五分分の時間外手当と翌日休養などに関して水道局と団体交渉を開始した。これに対して水道局は二〇日の団体交渉で一一時間分の時間外手当の支給などを回答したが、東水労は了承せず、二三日さらに団体交渉をもつこととなった。翌二一日朝北一支部は、本部の中闘委員と連絡のうえ、支所長に対して、前日の水道局と東水労の団体

交渉が決裂状態にあるので今日中に支所が誠意を示さなければ第二次制限給水作業を拒否すると申し入れた。同日午後の北一支部と支所長の交渉で、支所長は、時間外手当については水道局と東水労の団体交渉の結果によつて支給することになると回答したが、支部はこれを了承せず、同夜からの第二次制限給水作業の拒否を通告した。かくして飯田ら四名は組合員を説得し二五日まで北一支部では第二次給水作業は行なわれなかつた。二五日夜水道局と東水労との団体交渉で、局は第二次制限給水作業について一二時間分時間外手当と食費三〇〇円の支給、時間外労働の実働時間数によつては最高一四時間一五分分の手当までは支給する、などを回答し、結局この回答どおりの内容で妥結するに至つた。翌二六日北一支部は、職場集会を開き本部の妥結は了解する、作業拒否の態度は解く、職務命令を撤回させることを確認した。同日夜本部役員が参加して支部と支部長の交渉が行なわれた。支部側は、三六協定がないのに職務命令を出したのは違法であるから撤回せよと要求し、また、処分しないことを確約すれば今夜から仕事をすると提案した。これに対し局側は、第二次制限給水作業以外の時間外労働は従来どおり行なわれている、また、三六協定の届出は、組合の都合でなされなかつたのであると回答し、要領をえないまま交渉は翌二七日午後六時ごろまで続けられ、同夜も第二次給水作業は行なわれなかつた。同月二七日北一支部長から支所に就業する旨の通告があり、同日から第二次制限給水作業は実施された。その後六月一八日水道局は、飯田らの行為は地方公営企業労働関係法第一一条第一項に該当するとして同法一二条一項により解雇した。

ところで、第二次制限給水作業拒否当時、支部と支所との間には労働基準法第三六条に基く協定は締結されていなかつた。しかし、昭和三六年八月一日に締結された「労働基準法第三六条の規定に基づく協定に関する協約」が存続していた。同協約は、労働基準法第三六条に基づく協定の当事者として各部、所の課長と各支部長を指名するほか時間外労働時間の限界を定めている。なお水道局と都水労との間の三六協定は昭和三三年一二月六日付で期間一ヵ年の届出をしたのを最後として所轄労働基準監督署への届出をしていない（ただし、現在の北一支所では昭和三一年から三三年までの間は所長と支部長との間で締結された協定が届出されていた）が、必要な業務については、従来どおり時間外労働が行なわれていた。

【判旨】　再審査申立棄下。

一　昭和三七年四月当時、労働基準法第三六条所定のいわゆる三六協定が存在していなかつたことは、三六・八・一協約に基づく三六協定の締結と所轄労働基準監督署への届出がなされていなかつたことからみて明らかである。

しかしながら、三六協定を届出ることなくして業務命令を発してきていた局側の労働基準法違反の責は免れないとしても、届出されなかつたことについては、専ら組合側の内部事情に起因するものと認めざるを得ない（北一支部が夜間作業拘束時間の完全支給等の手当額等待遇に関する組合側の要求が満たされないことから、東水労が上記

三六協定の届出を待つてほしいと局側に要請した)。

しかも、三六協定の届出の問題と時間外労働時間に対する待遇の問題とは別の問題であることを考慮するとき、過去二年半の間三六協定のないまま局側の業務命令により時間外労働が実施され、この実施につき組合側も別段の異議がないばかりでなく、三六・八・一協約も締結され、本件発生当時有効に存在していたのであつて、これらの事情は、本件第二次制限給水作業についても同様であつた。

従つて、局側が三六協定なくして第二次制限給水作業についての業務命令を発したとしても、組合側として、この命令を不当視するいわれはなかつたものといわざるをえない。

二　東水労は、一四時間一五分分の手当等待遇に関する七支部の統一要求事項をとりあげ局側と交渉していたのであるから、北一支所長が北一支部の一四時間一五分分の手当等の要求を暫定的に認めたことがあつたとしても、上記中央交渉が行なわれるようになつた以上支所長権限で北一支部の要求をどうにも決定しえない事情にあつたものと認めざるをえない。

しかも、東水労および北一支部の要求事項は、時間外手当等第二次制限給水作業に対する待遇の問題であつて、第二次制限給水作業自体をとりあげていたわけではないのであるから、第二次制限給水作業のための時間外労働の実施については、三八・八・一協約第二条にいうやむをえない事由による場合に該当するとしても、この時間外労働の実施については本件労使間に争いがなかつたものと認めざるをえない。

ところで北一支部の第二次制限給水作業の拒否は、東水労中闘の指示、承認ないし指令に基づいて行なわれたものではなく、北一支部独自に作業を拒否したものである。

従つて、北一支部が第二次制限給水作業を拒否したことは、北一支部が従来からの要求事項をこの機会に貫徹するためにとつた手段と認めざるをえないばかりでなく、上記要求事項については従来からの支部交渉の慣行等の事情があるにしても東水労と局との間で団体交渉中であつたことなど当事の諸事情からみて、北一支部の上記作業拒否は北一支所長に難きを強いるものと認められ、要求貫徹の手段として不当な誹りを免れない。

三　飯田ら四名は北一支部の役員として、本件第二次制限給水作業拒否を企画し、その実行を指導したのであるが、特に支所長が作業員に職務命令書を交付し作業の必要性を説明している際などに、その場に立ち入り、支所長に抗議し、組合が責任をとるなどといつて職務命令書を集めて支所長に返戻し、作業員をして作業を拒否させているのである。上記の如き行為は、判旨一および二に徴し正当な組合活動と認めることができない。局は四名の行為が地方公営企業労働関係法一一条に該当するものと考え、同法一二条により解雇したものであつて、しかも局側は四名の正当な組合活動をかねてから着目嫌悪していた事情も認め難い本件においては四名の解雇は同人らの正当な組合活動の故になされたものと認めることはできない。従つて四名の解雇は不当労働行為に該当しない。

【評釈】再審査申立人等は、本件解雇について労働委員会の救済を求めると同時に、東京地裁に、地位確認の訴を提起した。東京地労委と中労委命令との間に、東京地裁の判決が出された。東京地労委、中労委が、不当労働行為の成立を認めなかつたのに対して、東京地裁は不当労働行為の成立を認めている。

ところで東京地労委は、本件について「局と東水労との間には三六協定がなかつたけれども、局と東水労との間では長い間慣行的に時間外勤務を行つてきており、このことは北一支所でも同様であつた。従つて、第二次制限給水に際しても北一支所以外の支所では時間外の制限給水作業を支障なく行い、また北一支所においても制限給水作業以外の消火待期や修繕待期など一般の時間外勤務は平常どおり行つていた。また当時申立人らは三六協定がないから時間外の制限給水作業を拒否するといつたのではなく一四時間一五分分の手当の支給その他支部の要求が容れられるならば申立人らも時間外勤務そのものには異議がなかつたのであつて、三六協定が存在しないから時間外勤務に従う義務がないなどということは作業拒否の最終日に至つてようやく被申立人に告げたにすぎない。さらに四月一八日以降局と本部との間で時間外の作業に従事するとの前提の下で団体交渉を行つており、支所長は申立人らに対して終始『時間外の手当は局と本部との間で交渉中で、その妥結額に従つて支給するから、作業をやつてもらいたい。』と述べたのに対し、申立人らは局と本部との団交の推移を見守ることなく、支所長限りで直ちに要求を応諾しない以上作業に応じられないとして北一支部だけ作業を拒否させるに至つたことは、支所長に対して難きを強いるとともにいささか性急に過ぎた行為とみられる。従つて申立人らの解雇は、制限給水作業を完全に実施するため北一支所における作業の拒否に指導的役割を演じた者だけを対象として行われたとみるのが妥当」であり、「被申立人らの組合活動を嫌つて行つたものとは認められず」不当労働行為に該当しないと判断した。（昭三九・九・八東京地労委命、労働経済判例速報五〇九号）

これに対して東京地裁は、「三六協定を欠く本件時間外作業の実施は労基法上許されないものであつて、労働条件の法定基準を下回る勤務を強制する点において違法であり、職員は右命令に服従する義務を負わないものというべきである」とした上で、本件行為は「専ら三六協定なしに強いられた時間外労働（いかなる労働条件の下に右労務提供の義務を負担するかは、本来労働者の自由に属する。）の阻止自体を目的とするものであつて」「本件行為はなお労働者の団体行動の自由の範囲内のもの」である。「しかして本件行為が北一支部の決定に基くものであることは争がなく」本件行為は正当な組合活動というほかないとして不当労働行為に該当すると判示した（東京地裁昭三九年（行ウ）第一〇二号、昭四〇・一二・二七判、労働経済判例速報第五五四号）。なお、東労委、東京地裁ともに、三六協定がないままで時間外勤務を行なうことは、地方公営企業法一一条一項にいう「業務の正常な運営」にあたらないと判示している。

さて中労委の命令は基本的には東京地労委と同一の立場に立つものといえよう。以下判旨の順に検討することにする。

一　中労委は判旨第一点で、局側は三六協定なしに第二次制限給水作業についての業務命令を発したとしても、組合側として、この命令を不当視するいわれはないとする。その理由として第一に、三六協定の届出がなされていない理由は専ら組合側の内部事情にあることをあげている。ところで、組合側の内部事情とは、時間外労働の手当額等待遇に関する組合側の要求が満たされないことから、東水労が上記三六協定の届出を待ってほしいと局側に要請したことによることが認定されている。このことは、時間外労働時間の労働条件について組合側の要求が局側に容れられないために、三六協定の締結、届出により、不利な労働条件で時間外労働をさせられることをさけるため、その都度労働条件について交渉し、満足出来ない場合には時間外労働を拒否することを意味するものと思われる（東京地裁で申立人の主張にこのことが述べられている）。すなわち、組合側の要求が容れられないために基準法三六条に基づく協定の締結を拒否しているわけである（少なくとも北一支所においては。なお、他の支所において、協定が締結され、ただ届出だけがなされていないのか、あるいは締結すらされていないのかは、中労委の認定した事実からは不明である。たぶん、三六・八・一協約に基づく三六協定は各支所で締結されていないものと思われる）。東京地裁が述べているように、「いかなる労働条件の下に右労務提供（時間外労働）の義務を負担するかは、本来労働者の自由に属する」ことであり、かかる理由で三六協定の締結・届出に組合が応じないことは正当な行為であって何ら非難される余地はない。したがって、組合側が三六協定の締結・届出に応じない以上、局側は適法に時間外労働の業務命令を出すことはできず、本件業務命令を違法・無効な業務命令として拒否できることは当然である。たとえ集団的に命令を拒否してもそれは正当な権利の行使である。

第二の理由として中労委は、「三六協定の届出の問題と時間外労働時間に対する待遇の問題とは別の問題であることを考慮すると、過去二年半の間三六協定のないまま局側の業務命令により時間外労働が実施され、この実施につき組合側も別段の異議がないばかりでなく、三六・八・一協約も締結され、本件発生当時有効に存在していたのであって、これらの事情は、本件第二次制限給水作業についても同様であった」ことを理由としてあげている。ここで中労委が何をいおうとしているのか必ずしも明確ではない。もし、組合がいままで異議を主張しないばかりか、三六・八・一協約まで締結しておいて、今さら局側の業務命令を不当視するいわれはないというのであれば、それは妥当ではない。すなわち三六協定なき時間外労働が組合の異議がなされないまま慣行的に行なわれたとしても、局側の違法な業務命令が適法になるわけではなく、労働者は何時でも業務命令を拒否することができる状態にあるからである。いいかえれば、三六協定に基づかずに行なわれている違法な状態は常に適法な状態にもどされる可能性を有しているわけである。また三六・八・一協約はあくまで三六協定を結ぶ当事者などをきめた基本協定であって、東京地裁が云うようにこの協定自体が三六協定であるとはいえず、これによって組合が時間外労働を認めたことにもならな

いし、義務を負つたことにもならないからである。

また、判旨の意味が時間外労働には反対ではなく、その条件についてのみ争があるのであるから、局の業務命令を不当視することはいわれがないというのであれば、これまた妥当ではない。けだし、後述するように労働者が提供する労務と、その条件とは不可分のものであり、条件が決定されずに労務を提供することは考えられないからである。このことは法的義務のない労働については特に強く妥当する。以上の理由から、中労委が局側が三六協定なくして第二次制限給水作業についての業務命令を発したとしても、組合側としてこの命令を不当視するいわれはなかつたとしているのは妥当ではない。

二　中労委は判旨第二点で、交渉がすでに中央交渉に移行していること、第二次制限給水自体には争がなく時間外手当等待遇が問題となつていること、本件拒否が上部の指示、承認によるものでないこと等を理由に、北一支部が従来からの要求事項をこの機会に貫徹するためにとつた手段であり、また北一支所長に難きを強いるものであり、要求貫徹の手段として不当の誹りを免れないとしている。

すでに述べたように、中労委が時間外労働の待遇と時間外労働とを別の問題として分けている点に問題がある。すなわち本件においては、第二次制限給水に伴う時間外労働が問題となつているからである。時間外労働に関係のない事項について要求している場合とは本質的に相違している。当該労働条件が解決されない限り、時間外労働を行なうことを拒否することは当然のことである。要するに、本件時間外労働拒否は、当該時間外労働の労働条件を不満とし、要求が認められないかぎり法律上義務のない労働を拒否したものとみるべきである。従つて中央統一交渉が行なわれているか否かは本件時間外労働の拒否に影響を与えるものではない。したがつて、中労委が本件時間外労働拒否は北一支所長に難きを強いるものであつて、要求貫徹の手段として不当であるとしているのは妥当ではない。

三　判旨第三点は、判旨第一点、第二点に徴すれば、四名らの行為は正当な組合活動ではないとしている。しかし本件行為は北一支部の決定によるものであり、明らかに組合活動である。しかもすでに述べたように、四名らの行為には何ら不当な点は存しないといわなければならない。したがつて本件行為は正当な組合活動というべく、これを理由にした解雇は不当労働行為を構成するものというべきである。以上判旨第三点も妥当ではない。

なお本件で中労委は地公労法一一条一項の「業務の正常な運営」については直接判示していないので、この点についてはふれないことにするが、地労委、東京地裁の判断を妥当だと考えることを付記しておく。

（金子　晃）